府令・省令

○内閣府令第三号

国土交通省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第五条第一項の規定に基づき、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則及び内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則及び内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和四十一年総理府建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四条中「第四条第一項の実施計画は、」を「第五条第一項の実施計画を提出しようとする都道府県公安委員会及び道路管理者は、当該実施計画を」に改める。

第五条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部改正）

第二条　内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令（平成十七年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○総務省令第二号
○国土交通省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づく基本計画の協議書に添付すべき図書を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

総務大臣　川端　達夫
国土交通大臣　前田　武志

省令

○財務省令第八十三号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十六条の規定に基づき、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第四号イ中「第一二一二・二〇号」を「第一二一二・二一号、第一二一二・二九号」に、同条第二項の表の物品の欄中「第一二一二・二〇号」を「第一二一二・二一号、第一二一二・二九号」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第一号中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号又は第一〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号又は第一〇八・六〇号」に、同表第二号中「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号」に改め、同表第四号を次のように改める。

四　法の別表第一の六第二一項に掲げる物品	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち殻付きのもの 関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	〇・七五
	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	一

別表第一二・一二の項中「いつて」を「煎つて」に改める。

別表第一九・〇五の項中

⑵　その他のもの	第一一類（別表第一九・〇五項の⑵に掲げる物品の原産地において第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品から製造したものを除く。）又は第一九類に該当する物品からの製造

を

⑵　その他のもの	第一一類又は第一九類に該当する物品からの製造

に改める。